



私の育休報告



No.25「母親しかできないこと、そんなものはなかった」

当会会員 女性会員 (65期)

当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の誕生日から2年以内に申請することにより、性別を問わず、12か月分（多胎出産の場合は18か月分）の会費免除を行っています。会費免除を受けた会員は、報告書を提出することが義務付けられています。

本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。各会員が実りある育休期間を過ごし、スムーズに業務復帰するための参考としていただければと思います。

我が家にとっては第一子となる娘が誕生し、9ヶ月になる月に業務に復帰しました。

我が家は弁護士夫婦で、両名とも法律事務所にてアソシエイト弁護士として勤務しています。職場の理解もあり業務量の調整等をしていただきながら、なんとか両立を図ってきました。それでも、復帰後のたった半年ほどの間で、子どもの発熱、続いて私が体調を崩す、仕事が立て込み夜間に業務対応する、といった「よくある」事態に、次々と、また何度も直面し、いざ当事者になってみて、自分の想像が甘かったことに気づかされました。

私の日々の疲労を軽減するため、夫とも様々な話し合いをした結果、我が家では、まずは毎日の「やること」を細かく共有することから始め、具体的に担当を決めるようにしました。担当を決めたことで、夫も主体的に動いて、私もそのタスクは任せられたものとして手放すことができ、負担がかなり軽減されたと思います。

そうした試行錯誤の中で、私自身、「育児は母親が中心になって行わなければならない」という思いに捕らわれていることにも気がつ

きました。育休中に自分が行っていたことは何となく自分のタスクと考えていたようなところもありました。ですが、ほとんどの家事・育児のタスクは、夫に任せてみても、特に支障はなく、今では、家事・育児は、量的にも質的にも、夫とほぼ平等の負担（夫の体力が勝っていることを理由に家事に関しては夫>妻）という状態になりました。

「質的にも」という部分は重要であり、私でなければできないこと（例えば、子どもの食事の用意は私でないといけない、寝かしつけは私担当といったこと）がなくなることで、互いの業務状況に応じて柔軟に対応できますし、いざとなれば夫に任せられるという安心感は大きいものです。

極めて主体的に取り組んでくれている夫には大変感謝しています。夫は、職場で、随分と家事・育児をやらされていると思われているかもしれませんが、こうした家庭が増え、当たり前となることによって、ワーキングマザーもワーキングファザーも、働きやすい環境になっていけばと願っています。 ■

miNiBenに 新機能が搭載されました!

防災・安否確認のお知らせ

2020年6月、これまでご好評いただいている当会会員向けアプリ「miNiBen」に新しく防災・安否確認コンテンツが搭載されました。

当会ではこれまで毎年3月に全会員に向け、非常事態における安否確認の予行演習として安否確認のメールを送ってきました。この度、安否確認メールに対する回答が「miNiBen」でもできるようになり、会員の皆様の利便性が大幅に向上しました。ぜひ次回の安否確認の際にはご活用ください。

また、携帯用に配布しているサバイバルカードも「miNiBen」で見ることができるようになりました。災害発生時に取るべき行動を双六形式でまとめたほか、本庁及び多摩支部周辺の避難場所をイラストで示しています。災害はいつでもどこで起こるかわかりません。もしもの時に迅速に行動できるよう、ぜひご覧ください。なお、携帯用のサバイバルカードは、平時には手のひらに収まり、非常時にはあつという間に大きくなるものです。事務局に用意がございますのでぜひカバンの中に入れておきましょう。



こちらを
タップ

